

The background features three large, semi-transparent blue circles of varying sizes. Thin blue lines extend from the top-right and bottom-right circles, creating a sense of movement or connection. The overall aesthetic is clean and modern.

坂戸市立浅羽野小学校 いじめ防止基本方針

目次

I 浅羽野小学校「いじめ防止基本方針」策定にあたって	2
II 坂戸市いじめ防止基本方針	3
1 いじめの未然防止・早期発見・早期対応（全体構想）	3
2 いじめの定義・態様・いじめ対処の流れ	4・5
3 重大事態への対処	5～7
別添資料 自殺の背景調査における留意事項	8・9
III いじめの未然防止のための取組	10
1 指導方法の工夫改善を図り、「いじめ」の未然防止に努める。	10
2 組織を生かし、「いじめ」の未然防止に努める。	10
3 児童の自助共助の取組を通して、「いじめ」の未然防止に努める。	10
IV いじめの早期発見への取組	11
1 学校生活アンケート等の実施	11
2 児童の様々な情報の共有	11
V いじめの早期解決への取組	11
1 すばやく丁寧な対応をする。	11
2 児童の様々な情報の共有	12
VI いじめの問題に向けての校内組織	12
1 いじめ防止対策委員会の設置	12
VII いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	13
1 重大事態の対応防止	13
2 重大事態での調査及び対応と保護者への情報提供	13
VIII インターネットを通じて行われるいじめ対策	13
1 情報モラルの徹底	13
2 携帯電話のペアレンタルコントロールの取組	13
IX 年間指導計画	14
X 資料	15・16

I 浅羽野小学校「いじめ防止基本方針」策定にあたって

- 1 浅羽野小学校「いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

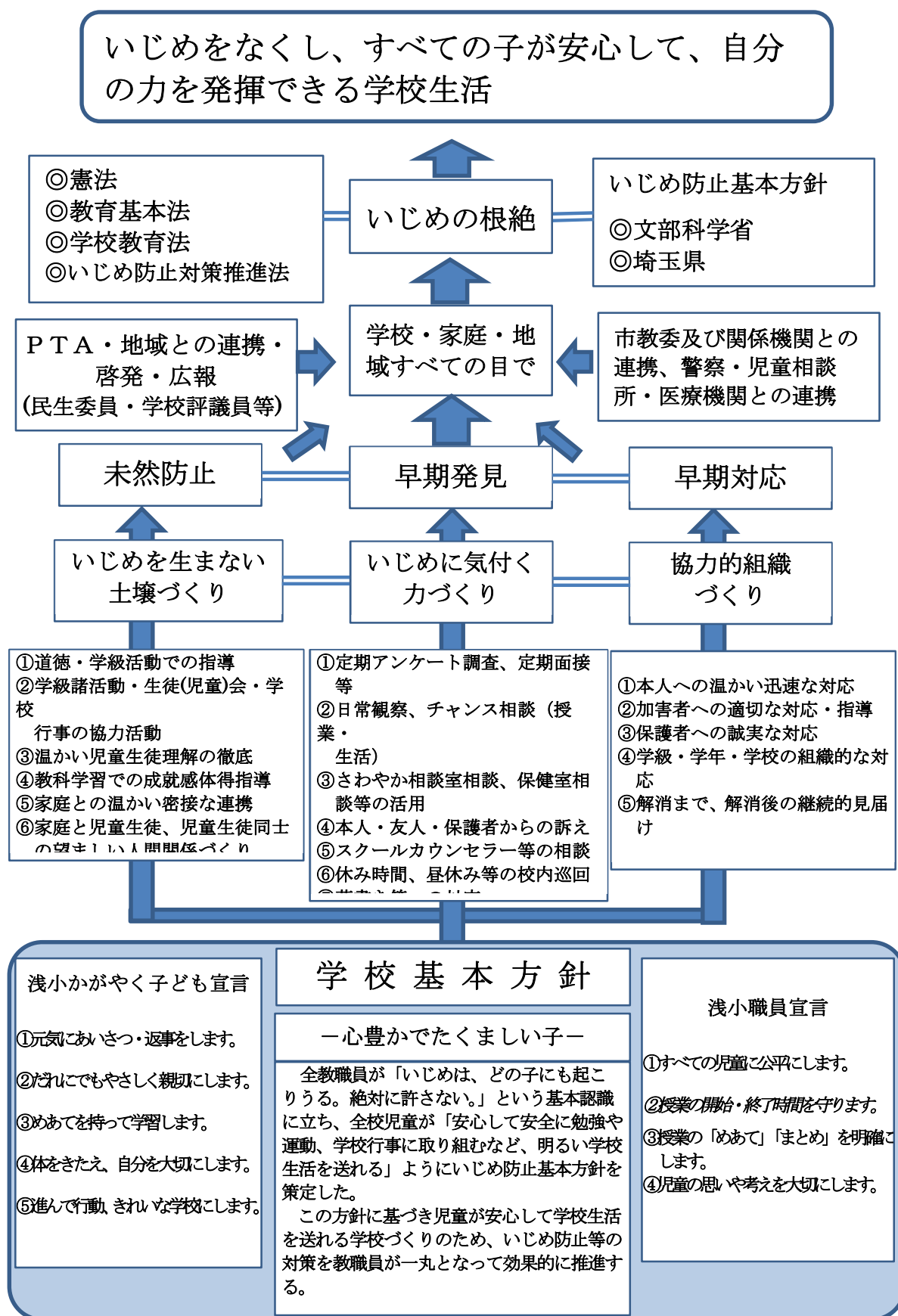


- 2 浅羽野小学校では、文部科学省におけるいじめの定義を基に、全教職員が「**いじめは、どの子にも起こりうる。絶対に許さない。**」という基本認識に立ち、全校児童が「安心して安全に勉強や学校行事に取り組むなど、明るい学校生活を送れる」ように「いじめ防止基本方針」を策定した。



Ⅱ 坂戸市いじめ防止基本方針

1 いじめの未然防止・早期発見・早期対応（全体構想）



2 いじめの定義・態様・いじめ対処の流れ

(1) いじめ防止対策推進法（第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的・肉体的な苦痛を感じている者。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ち

ちを重視することである。

(注2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や

クラブ活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童

生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりす

ズ

(3) いじめの態様等

① 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

② いじめの理解

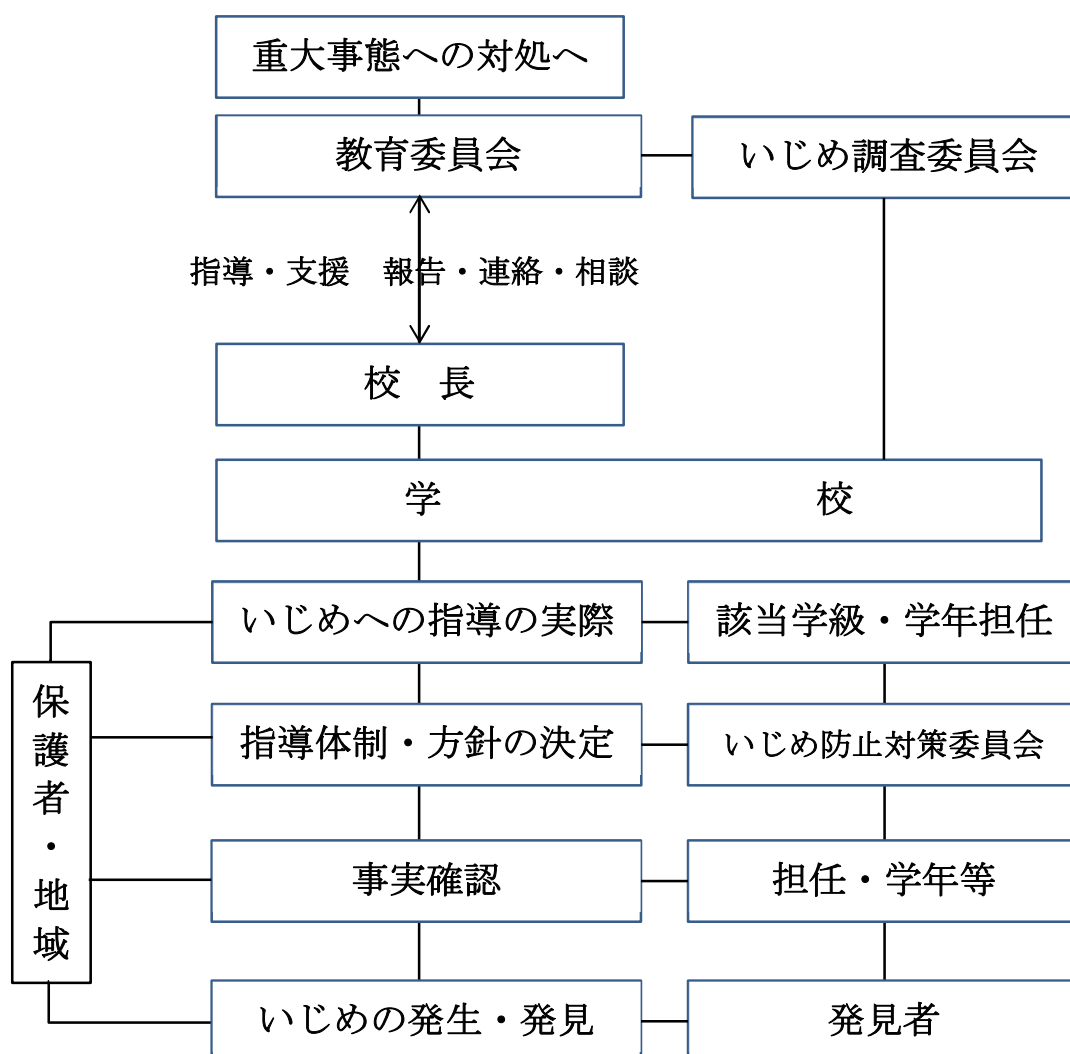
いじめは、どの子どもたちにも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりするで、「暴力を

伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やクラブ活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

（４）いじめ対処の流れ



3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
 - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ア 年間30日を目安とする。但し、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、この目安にかかわらず、設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手する。
 - イ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告・判断

- ① 市教育委員会（以下、市教委とする）は、首長に重大事態を報告する。
- ② 市教委は事案の調査を行う主体や調査組織について判断する。

(3) 重大事態の調査

- ① 市教委又は学校は、質問票その他の適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 学校が主体となって調査を行う場合、市教委は必要な指導、人的配置など適切な支援をする。
- ③ 次の場合は、市教委が主体となって調査を行う。
 - ア 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断したとき
 - イ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるとき
 - ウ 従前の経緯や草案の特性から調査が必要な場合やいじめられた児童生徒又は保護者が望む場合

(4) 調査の組織

- ① 市教委が調査主体となる場合は附属機関を設置しておくことが望ましい。
- ② 学校が調査主体となる場合は、学校に必ず置かれるとされる「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等が望ましい
- ③ 組織の構成は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等専門的知識及び経験を有するもの、但し、調査の公平性・中立性を確保すること

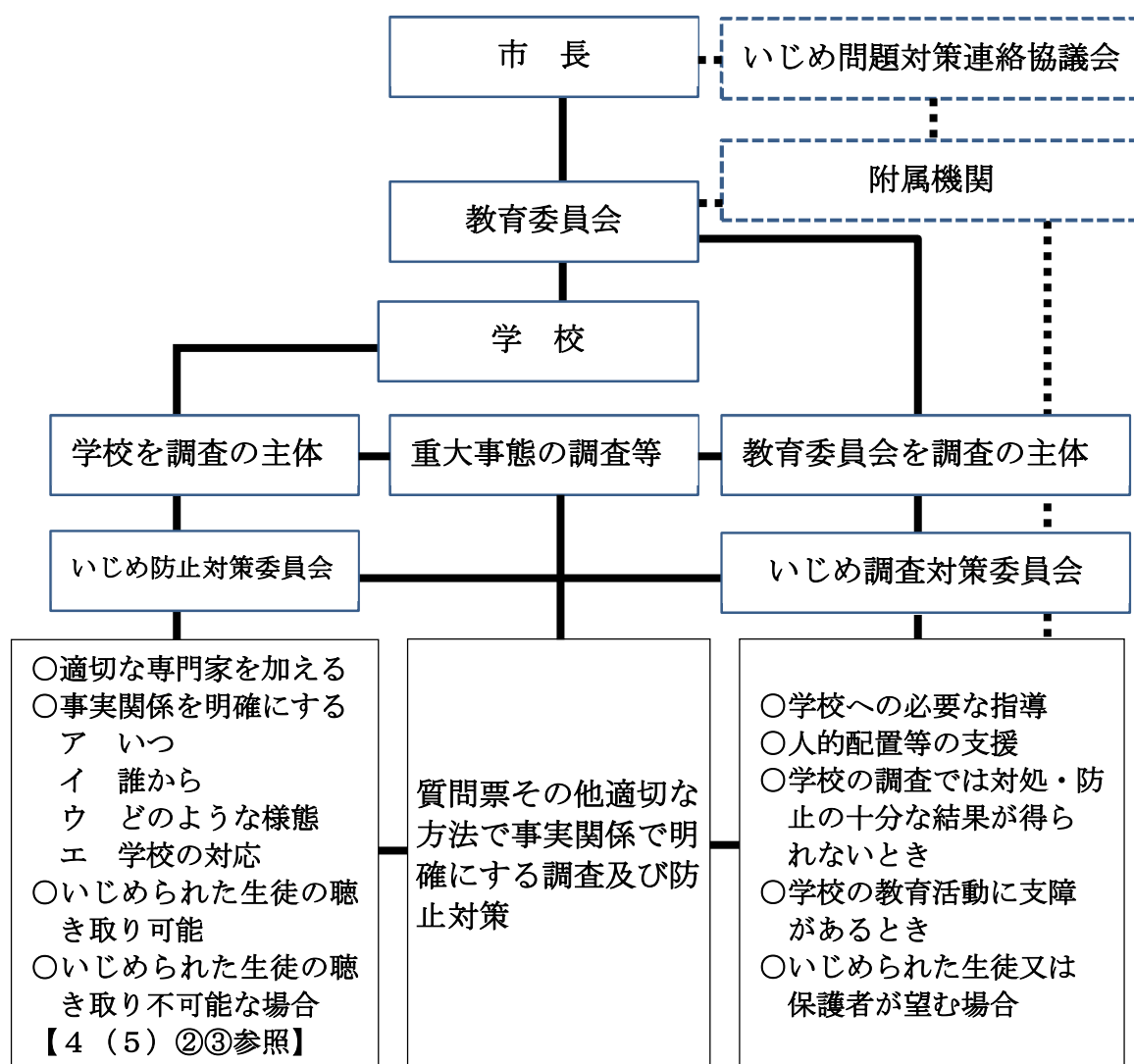
(5) 「事実関係を明確にする」とは

- ① そのいじめ行為の客観的事実関係を調査
 - ア いつ（いつ頃から）
 - イ 誰から行われ
 - ウ どのような態様であったか
 - エ 学校・職員がどのように対応したか
- ② いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ア いじめられた児童生徒への十分な聴き取りと在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- イ いじめられた児童生徒を指導し、いじめ行為を止める。
- ウ いじめた児童生徒を指導し、いじめ行為を止める。
- エ 他機関と連携して対応する。
- ③ いじめられた児童生徒の聴き取りが不可能な場合（入院、死亡等）
 - ア 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分聴取し、当該保護者へ迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - イ 自殺の背景調査における留意事項

※自殺の背景調査における留意事項（以下、資料参照）

（６）重大事態への対処の流れ



自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要になる。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月）児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により、参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められている。

- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。
- その他 留意事項

第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。例えば、特に市町村教育委員会においては、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文部科学大臣決定資料より）

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 指導方法の工夫改善を図り、「いじめ」の未然防止に努める。

教員一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図る。さらに、児童が活躍できる授業を通して、達成感を味わわせることにより自尊感情を育み、道徳を核として全教育活動の中で、「命の大切さ」を指導する。本校では、以下の取組を行う。

- (1) 授業研究を通して、指導方法の工夫改善を図り、指導力の向上に努める。
- (2) 年間を通して、道徳の時間や人権教育週間において、「命の大切さ」について指導を行う。学年・学級開きの際には必ず指導を行う。
- (3) 朝の会や朝会など、適時に適切な指導を行う。特別活動や保健体育等の時間を使って SOS の出し方に関する教育を行う。

2 組織を生かし、「いじめ」の未然防止に努める。

職員会議、生徒指導全体会、教育相談部会等において、全教職員が情報を共有するなど組織的に「いじめ」の未然防止に努める。

- (1) 教職員が児童たちと関わる中で感じた（得た）情報を共有し、児童個人や他との人間関係の把握に努める。
- (2) 学校生活アンケートを実施し、児童個人の学校生活の様子、他の生徒との関わりを把握する。

3 児童の自助共助の取組を通して、「いじめ」の未然防止に努める。

児童の自助共助の取組を積極的に支援し、児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。

- (1) 代表委員会活動、係、委員会活動を活発化させ、自らの力で学校をよりよい生活の場とできるような取組を支援する。
- (2) 学校行事を通して、自分と他との関わりを意識させる中で、よりよい人間関係づくりを行うための支援を行う。

一人じゃないよ。先生がいるよ！！

Ⅲ いじめの早期発見への取組

1 学校生活アンケート等の実施

本校では、学校像「笑顔にあふれる 生きる力を育む学校」を目指し、児童が安心して充実した学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に取り組み、どの子も活躍できる学校づくりを推進すべく全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 学校生活アンケートを毎学期実施。・保護者へのアンケート(2学期に実施)
- (2) 教育相談(常時可能)

2 児童の様々な情報の共有

本校では、全職員が児童のささいな変化に気づき、児童の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するために、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導委員会、学年会等において、児童の様々な様子について情報を共有する。
- (2) 全職員が、授業や休み時間等を通して、児童のささいな変化にも気づく高いアンテナを持ち、情報収集に努める。

Ⅳ いじめの早期解決への取組

1 すばやく丁寧な対応をする

本校では、学校像「笑顔にあふれる 生きる力を育む学校」を目指し、児童が安心して充実した学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に取り組み、どの子も活躍できる学校づくりを推進すべく全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に生かす。
- (2) 生徒指導部会と道徳部会が中心となり、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 本校では、本校職員が、いじめに関わる相談等において他校に関わるいじめの事実があると思われる時は、当該校への連絡その他の適切な処置をとる。
- (4) 本校では、23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を市教育委員会へ速やかに報告する。

2 児童の様々な情報の共有

本校は、全職員が、児童のささいな変化に気づき、児童の現状を全職員で情報共有し、その情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導部及び教育相談部は、いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全教職員の資質向上に努める。
- (2) 毎月の生徒指導全体会において、問題を抱えている児童について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように全職員に周知する。
- (3) 生徒指導部会、教育相談主任、養護教諭等による、いじめ相談に関わる相談体制を確立する。

V いじめの問題に向けての校内組織

1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【構成員】校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、その他必要と認められる者

【活動内容】・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ発生時の対応について 等

【開催】年3回開催する。いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

いじめに対する 初期対応

- ①被害児童から事実関係の把握
(十分に配慮した聴き取り)
〔担任等〕
- ②加害児童の事情聴取(個別、徹底的に)
〔担任等〕
- ③教育委員会へ報告
〔校長、教頭〕
- ④被害児童、保護者へ事実関係の報告、謝罪
〔校長、教頭、学年主任、担任等〕
- ⑤学校全体の共通理解学校の指導方針、対策の確立
- ⑥加害児童、保護者への説明、指導
〔校長、教頭、生徒指導主任、該当学年
教員〕
- ⑦加害児童、保護者から被害児童、保護者
への謝罪
(弁済等、状況によって外部機関の協力
要請)

Ⅵ いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

1 重大事態の対応防止

本校では、この重大事態を全職員が理解し、「重大事態」が生じたとき、調査で得た情報は、児童生徒及びその保護者に提供する。さらに市教育委員会に報告する。調査に当たっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ防止対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて市教育委員会と連携し、市の問題調査審議会の委員等の派遣を市教育委員会に要請する。

2 重大事態での調査及び対応と保護者への情報提供

「重大事態」を全職員が理解し、いじめ防止対策委員会において調査する。調査結果については、28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。

- ① 生徒指導部、教育相談部では、該当事案が二度と起こらないようにするため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座に実施する。
- ② いじめの被害生徒を守るために管理職・職員による校内巡視を実施し見守りを行う。

Ⅶ インターネットを通じて行われるいじめ対策

1 情報モラルの徹底

本校では、学校像「笑顔にあふれる 生きる力を育む学校」を目指し、児童が安心して充実した学校生活を送ることができ、児童のインターネット上のいじめを防止するために情報モラルの徹底を図る。

- ① 学級活動や総合的な学習の時間等を通して、ネット問題についての講話や授業を実施する。
- ② 児童の意識啓発とともに、保護者の意識啓発に力をいれるため、学校応援団と協力し講演会等の実施やリーフレット等の配布を行う。
- ③ 情報担当を中心にネット情報の定期的監視活動を行い、いじめを防ぐ。

2 携帯電話のペアレンタルコントロールの取組

インターネットは、パソコンの他に携帯電話での利用も可能である。携帯電話を使う上での情報モラルの徹底を図るとともに、保護者が携帯電話を管理できるペアレンタルコントロールによる取組を進め、親が監視して制限することにより、ネット上の問題行動を未然に防いでいく。

- ① 本校児童の携帯電話の所持率を把握し、家庭への啓発を図る。
- ② 保護者への啓発活動を行い、ペアレンタルコントロールの取組を進めていく。

VIII 年間指導計画

月	指 導 内 容
4 月	・「いじめ防止基本方針」策定 ・生徒指導委員会
5 月	・生徒指導全委員会 ・学校生活アンケート(いじめのアンケート)実施 ・教育相談日の設定
6 月	・青少年健全育成会議…基本方針の説明と情報交換 ・生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会） ・教育相談日の設定
7 月	・学校評議員会において基本方針の説明 ・生徒指導委員会
8 月	・人権教育についての職員研修実施 ・いじめ防止に向けた校内研修会（生徒指導部）…1 学期の取組の反省と今後の指導の方向性について
9 月	・学校生活アンケート(いじめのアンケート)実施
10 月	・生徒指導委員会 ・インターネット安全教室 ・教育相談日の設定
11 月	・人権週間（人権作文等の取組により人権意識の向上を図る） ・学校公開日に道徳授業の一斉公開を行い保護者との連携を図る。 ・生徒指導全委員会（いじめ防止対策委員会） ・教育相談日の設定 ・保護者へのアンケートの実施
12 月	・生徒指導委員会
1 月	・生徒指導委員会 ・教育相談日の設定 ・学校生活アンケート(いじめのアンケート)実施
2 月	・生徒指導全委員会（いじめ防止対策委員会） ・青少年健全育成会議…基本方針の協議と情報交換 ・学校評議委員会において基本方針の協議 ・教育相談日の設定
3 月	・生徒指導全委員会（いじめ防止対策委員会） …今年度の反省と来年度の改善点について



Ⅸ 資料

「いじめ」とは、集団の中に蔓延する差別

- ・日常的な冷やかしとからかい
- ・行き過ぎたふざけあい
- ・乱暴な言葉のやり取り
- ・差別的な言動の蔓延

いじめには進行（段階）がある！！

●いじめの進行とサイン

【第1段階】

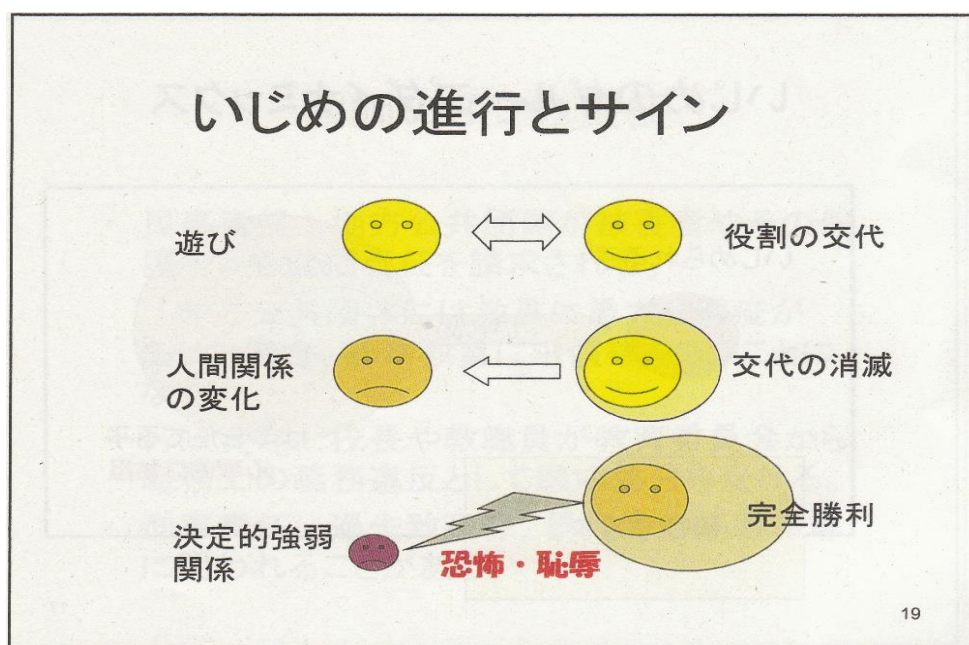
遊びなどを通して、ルールがあり機能している。**役割の交代**が行われている。（例 鬼ごっこでじゃんけんに負けたら鬼）※対等の人間関係なのだから、けんかといっても良いかも知れない。

【第2段階】

交代の消滅。人間関係の中にルールが無くなる。（**人間関係の変化**）
（例 難癖をつけてじゃんけんが勝つまでやり直す。）
一対多の関係へ。固定的な役割関係。

【第3段階】

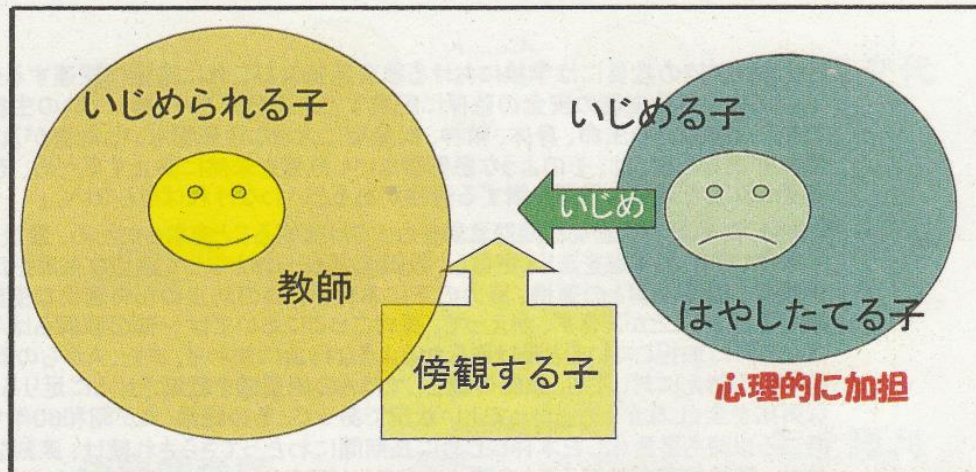
あるきっかけ（恐怖・恥辱）による決定的な強弱関係
（この時点になってしまうと、握手は考えられない）



【出典：「平成 24 年中央研修（第 2 回副校長・教頭等研修）」松田素行講師資料より】

教師は何ができるか？

毅然とした教師の姿勢



23

人間は孤独には耐えられるが、孤立には耐えられない！！

一人じゃないよ。先生がいるよ！！

第3段階になったら、心に響く投げかけを！そして、教師が入ると、今までの関係が崩れるので、その攻撃の矛先を教師に向けてくる。（授業妨害など）管理職は、「あなたはまちがっていない。このままやってくれ」この一言が大事。→その後、傍観していた生徒が先生の味方をするようになっていく。→雰囲気が出てくる→解決（ものすごい労力）→（しかえしが始まるかもしれない注意が必要）